公益社団法人高分子学会
コンプライアンス規程

（2018 年 3 月 13 日　理事会承認）
（2018 年 5 月 9 日　理事会承認）

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人高分子学会（以下、「本会」という。）に対する社会的信頼を確保し、別に掲げた「高分子学会員の倫理に関する行動指針」に則りその使命と社会的責任を果たすために、本会におけるコンプライアンスに関する事項について定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、法令等の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

２　この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示及び通知を含む）、条例並びに、本会の定款、行動指針、規則、規程、内規、ガイドライン等をいう。

（コンプライアンスの遵守）

第３条　コンプライアンスの推進は、本会に対する社会的信頼を確保し、本会の使命と社会的責任を果たすために不可欠なものであり、会員は常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めなければならない。

２　コンプライアンスに係る体制強化及び推進を図るために、会長はコンプライアンス担当理事を副会長から選任する。

（コンプライアンス委員会）

第４条　本会に、コンプライアンス遵守を推進するための高分子学会コンプライアンス委員会（以下、「コンプライアンス委員会」という）を設置する。

（対象業務）

第５条　コンプライアンス委員会は、下記のコンプライアンスに関する事項を審議する。

(1)　本会の講座・セミナー事業に関する事項
(2)　本会の調査・研究事業に関する事項
(3)　本会の奨励・表彰事業に関する事項
(4)　本会の運営における財務、経理及び人事に関する事項
(5)　会員の違法問題に関する事項
(6)　会員の研究開発行為に関する倫理綱領の策定及び倫理上の諸問題の処理
(7)　その他、会長又はコンプライアンス担当理事が必要と認める事項

（組織）

第６条　コンプライアンス委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織し、次に掲げる者をも

ってこれに充てる。

(1)　委員長　　会長

(2)　副委員長　　コンプライアンス担当理事（副会長）

(3)　委員　　常務理事及び委員長が選出する理事

3　前項に拘わらず、会長に関する事項を取り扱う場合の委員長は、副委員長がその職務を代行する。

4　委員長が必要と認めた場合、本会の理事以外の会員を委員とすることができ、また、第三者を委員会に陪席させることができる。

5　委員は４名以上８名以内とし、委員の任期は、定款で定める役員の任期に準ずる。

（コンプライアンス委員会の開催）

第７条　コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、少なくとも毎年２回開催する。

2　委員長は、理事会、監事又はコンプライアンス担当理事の求めに応じ、速やかにコンプライアンス委員会を開催しなければならない。

3　コンプライアンス委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

4　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（通報の報告･連絡･相談ルート）

第８条　本会に係るコンプライアンスに関する事項に疑義が生じたと思料する者（以下「申立人」とする）は、コンプライアンス担当理事に対して文書にて申立をすることができる。ただし、何らかの理由により、コンプライアンス担当理事に対して申立を行うことができない場合には、会長又は常務理事に対しても申立を行うことができるものとする。

2　前項の申立を受けた者は、その内容を速やかに委員長に報告すると共に、必要に応じてコンプライアンス委員会の招集を求めなければならない。

3　第１項の申立人及び被申立人は、コンプライアンス委員会の委員になることはできない。

4　コンプライアンス委員会は、第１項における申立人及び被申立人の人権擁護と個人情報の保護について、必要な処置を講じなければならない。

（予備調査）

第９条　コンプライアンス委員会は、前条第１項の申立があった場合は、予備調査の実施の要否を判断し、予備調査の実施が必要と判断した場合には、調査委員会を設置・招集する。

2　前項の調査委員会は、調査委員長及び委員で構成され、それぞれ、コンプライアンス委員会副委員長と同委員との協議の上指名する。ただし、申立人及び被申立人を調査委員、若しくは調査委員長に指名することはできない。

3　調査委員は、委員長の他２名乃至４名で構成するものとする。

第１０条　前条第１項の予備調査では、申立事案が本会に関連するか否かの判断を行うとともに、申立内容の論理的合理性の確認、及び事後の検証の可能性等について関係者からの事情聴取、関係資料の精査を行い、それらに基づきさらに本格的な調査（本調査）の必要性についての判断を行う。なお、申立事案が、本会に関連するか否かの判断は当該事案が下記のような事項に関わるか否かを参照して行う。

(1)　本会が発行する刊行物に関する事項

(2)　本会主催の研究発表に関する事項

(3)　本会に関連する賞

(4)　その他、本会に関する事項

２　調査委員会は、予備調査の概要、申立事案と本会との関連性、及び本調査の必要性の有無についての報告書を作成し、コンプライアンス委員会委員長に報告しなくてはならない。

３　コンプライアンス委員会は、前項報告に基づき、申立事案の本会との関連性の有無、及び本調査の要否について決定するとともに、その結果を申立人と被申立人に通知する。

（本調査）

第１１条　コンプライアンス委員会が、前条第３項に基づき本調査の実施が必要であると認めた場合、コンプライアンス委員会は第９条第２項の調査委員会に本調査の実施について依頼する。

２　調査委員会は、本調査の実施にあたり次に掲げる事項を行うことができる。

(1)　申立者、及び被申立者並びにこれらの関係者からの聴取

(2)　関係資料の調査

(3)　その他本調査に必要な事項

３　関係者は、調査に誠実に協力しなければならず、また調査にあたっての資料の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

第１２条　調査委員会は、前条第２項で調査を行った事項に基づきコンプライアンス違反等の不正行為（以下「不正行為」という。）の有無及びその程度について審理するものとする。

２　審理にあたっては、被申立人に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

３　調査委員会は、被申立人の弁明を受けるとともに、当該調査により得られた証拠、証言、被申立人の自認等の諸証拠を総合的に審理し、不正行為の有無を判断するものとする。

４　調査委員会は、不正行為が行われなかったと判断した場合で、当該調査を通じて申立が当該申立人の虚偽又は悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨の確認を行うものとする。

５　調査委員長は、本調査の結果をコンプライアンス委員会委員長に報告しなければならない。

6　コンプライアンス委員会は、前項の報告に基づき審議し、不正行為が行われたか否か及び第８条第１項に基づいて行われた申立が虚偽又は悪意に基づくものであるか否かの認定を行うものとする。

7　コンプライアンス委員会委員長は、前項の認定を行ったときは、速やかに認定内容について申立人及び被申立人に通知するものとする。

第１３条　コンプライアンス委員会による審議の結果、不正行為が行われたと判断された場合の被申立人、不正行為がなかったと判断された場合の申立人及び申立が虚偽又は悪意に基づくものと判断された申立人は、当該通知があった日から起算して 15 日以内にコンプライアンス委員会に文書により不服申し立てを行うことができる。

2　前項の不服申し立てを受けたコンプライアンス委員会は、当該申立てについて調査委員会に通知し、調査委員会は当該不服申立の趣旨、理由等を勘案し再調査を行うか否かを決定するものとする。

3　調査委員会は前項で再調査を行う場合は、先の調査結果の適否を審議、判断しその結果をコンプライアンス委員会に報告しなければならない。

4　コンプライアンス委員会は、前項の報告について審議し、先の調査結果の適否について認定する。

（報告）

第１４条　コンプライアンス委員会委員長は、コンプライアンス委員会で行った第１２条第６項、又は前条第４項に基づく審議の内容について別紙の報告書様式に従って理事会に報告しなければならない。但し、理事及び監事は報告内容を第三者に開示してはならない。

2　前項の報告書の保管期間は、永年とする。

（処分）

第１５条　理事会は、前条の報告において申立のあった事案について不正行為があったと認定された場合、本会会員による申立が虚偽又は悪意に基づくと認定された場合その他、何らかの措置が必要と認定された場合は、本会の定款及び規程等に基づき、不正行為の認定を受けた者、申立が虚偽又は悪意に基づくと認定された者等に対する必要な措置を決定するものとする。

2　会長は、前項に基づき措置を行うときは、申立人及び被申立人に措置の内容を通知し、本件事案について公表を行うこととする。

（その他）

第１６条　本規程を改正又は廃止する場合は、理事会の承認を必要とする。

附則（制定時）

1　平成２６ 年１１ 月１９ 日、理事会においてコンプライアンス委員会の設置が承認された。

2　この規程は平成２７年 ４月１日より施行する。

附則（２０１８年改訂）

１　　この規則は２０１８年５月９日より施行する。

【コンプライアンス不正申立があった場合の対応フロー】

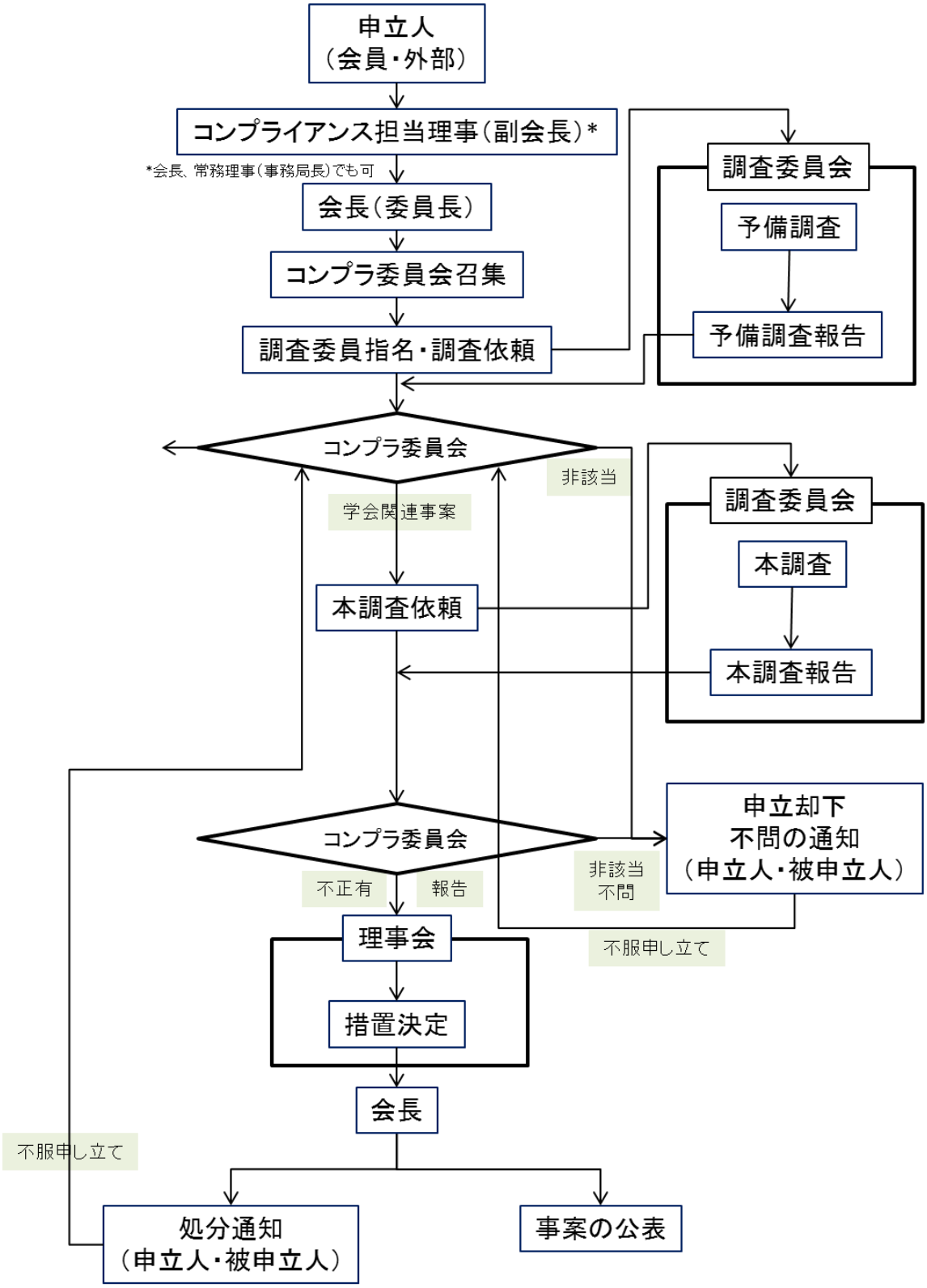
申立人
（会員・外部）
コンプライアンス担当理事（副会長）*
*会長、常務理事（事務局長）でも可
会長（委員長）
コンプラ委員会召集
調査委員指名・調査依頼
調査委員会
予備調査
予備調査報告
コンプラ委員会
非該当
学会関連事案
本調査依頼
調査委員会
本調査
本調査報告
コンプラ委員会
申立却下
不問の通知
（申立人・被申立人）
非該当
不問
不正有
報告
不服申し立て
理事会
措置決定
会長
不服申し立て
処分通知
（申立人・被申立人）
事案の公表

（報告書様式）

コンプライアンス委員会報告書

<table>
<tr><td>開催日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>開催場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>出席委員</td><td colspan="3">（委員長）
（委員）</td></tr>
<tr><td>記録担当</td><td colspan="3">（委員）</td></tr>
<tr><td>審議事項</td><td></td><td>申立有無</td><td></td></tr>
<tr><td>背景</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>審議結果</td><td colspan="3">審議についての留意点
① 本会の事業及び運営におけるコンプライアンス問題については、その問題を十分に審議し、具体的な対応策を提案すること。
② 会員の違法問題に関する事項について、申立がある場合には、申立理由（申立に至る経緯、被申立人がいる場合にはその関係）を明確にすること。
③ 会員の処分を行うのは、原則として被申立人が直接的又は間接的に本会の名誉や社会的信用を毀損させたような場合とする。その場合、会員である申立者の申立理由を精査し、被申立人に対して反論の機会を確保する点に留意すること。
④ 直接的又は間接的に本会の名誉や社会的信用を毀損させたような場合とは、原則として、会員が逮捕もしくは起訴された事実が判明し、新聞等の複数の媒体において公表された場合とする。
⑤ 申立がある場合には、申立人への回答についても審議すること。
⑥ コンプライアンス問題がなくとも、コンプライアンスの推進に向けた方策についても議論すること。</td></tr>
<tr><td>添付資料</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>理事会
指示事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（申立様式）

年　　月　　日

公益社団法人高分子学会
　コンプライアンス担当理事　殿

申立人
〒000-0000　　住所
氏名　　○○○○
電話
メール

申立書

１．申立の趣旨

２．申立の理由
　（被申立人がいる場合には、申立人と被申立人の関係を明記すること）

３．具体的な内容

４．申立に至る経緯

５．添付資料及び証拠

（注）
申立を匿名で行った際には、内容に対する回答については制限があることを申立人は認識しておく必要があります。